

徳島県訓令第13号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
徳島県教育委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「前条」を「前2条」に改める。

別表第1企画総務部に属する事項の項第4号の(18)中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

別表第3中「、第8条の5」を削り、同表財務関係事項その1の表部長の欄第8号及び課長の欄第5号の(1)中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

別表第4中「、第8条の5」を削り、同表危機管理政策課の項部長の欄中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に関する次のこと。

- (1) 第23条第1項の規定による災害対策本部の設置及び同条第5項の規定による現地災害対策本部の設置
- (2) 第33条の規定による派遣職員に関する資料の提出及び交換
- (3) 第53条第2項の規定による災害状況等の報告
- (4) 第55条の規定による防災に関する通知又は要請
- (5) 第57条の規定による通信設備の優先利用等
- (6) 第68条の規定による応援又は災害応急対策の実施
- (7) 第70条第1項の規定による応急措置の実施及び同条第3項の規定による応急措置の実施の要請
- (8) 第71条第1項の規定による応急措置を実施するための従事命令等
- (9) 第72条第1項の規定による応急措置の実施又は応援のための指示及び同条第2項の規定による災害応急対策の実施又は応援の要求
- (10) 第73条第1項の規定による応急措置の代行及び同条第2項の規定による応急措置の代行に関する公示
- (11) 第74条第1項の規定による応援の要求
- (12) 第74条の2第1項及び第2項の規定による応援の要求
- (13) 第74条の3第1項及び第4項の規定による応援の要求
- (14) 第74条の4第1項の規定による応援の要求又は災害応急対策の実施の要請
- (15) 第77条第2項の規定による応急措置の実施
- (16) 第86条の10第1項の規定による広域一時滞在の協議等の代行
- (17) 第86条の15第1項の規定による安否情報の回答及び同条第4項の規定による被災者に関する情報の提供の要求

- (18) 第86条の18第1項の規定による災害応急対策必要物資の運送の要請及び同条第2項の規定による災害応急対策必要物資の運送の指示

別表第4防災対策推進課の項部長の欄第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表防災対策推進課の被災者支援推進室の項部長の欄第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表管財課の項部長の欄第1号及び課長の欄第1号の(2)中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改め、同表市町村課の項部長の欄第1号の(6)中「第295条」を「第295条第2項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）」に、「設定」を「制定又は改廃に係る議案の提出」に改め、同表生産基盤課の項部長の欄第11号及び第12号中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所」に改め、同項課長の欄第1号中「かつ、」の次に「徳島県阿南農林事務所及び」を加え、同表都市計画課のまちづくり室の項課長の欄第17号の(5)中「第29条第2項」を「第29条第2項本文」に改める。

別表第5知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第1号の(4)中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

別表第6中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

別表第7中「（第10条の2関係）」を「（第10条関係）」に改め、同表徳島県南部環境保全室長及び徳島県西部環境保全室長の項第6号の(2)中「許可及び」を「許可並びに」に改め、同項第8号に次のように加える。

(4) 第10条の10の2の規定による許可証の書換え

(5) 第10条の23の2の規定による許可証の書換え

別表第7徳島県農林事務所の長の項中第20号を第21号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- 6 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による財産の処分の制限解除の承認申請（水産関係補助金（漁港、漁場又は海業に係るものに限る。）に係るものに限り、国との協議を除く。）（徳島県美波農林事務所長に限る。）

別表第10教育委員会事務局の各課の項副教育長の欄第4号中「第6号の(1)、第7号、第8号」を「第7号、第8号、第9号」に、「第9号から第12号まで」を「第10号から第13号まで」に改める。

別表第12警務部会計課の項警察本部長の欄第1号中「第10号まで」を「第11号まで」に、「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4市町村課の項部長の欄第1号の改正規定 令和8年9月3日
- (2) 別表第1企画総務部に属する事項の項第4号の改正規定、別表第4管財課の項部長の欄第1号及び課長の欄第1号の改正規定並びに別表第5知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第1号の改正規定 令和8年9月24日
- (3) 別表第4都市計画課のまちづくり室の項課長の欄第17号の改正規定 令和8年10月